

○宮古島市放置自動車等防止条例

平成17年10月 1 日

条例第116号

(目的)

第1条 この条例は、放置自動車の発生防止及び適正な処理に関し必要な事項を定め、宮古島市の自然環境と快適な生活環境を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 市の区域内の道路、公園、河川、漁港、港湾その他公共の用に供する場所をいう。
- (2) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第1条第2項に規定する第二種原動機付自転車をいう。
- (3) 放置 自動車を正当な権限に基づき、置くことを認められた場所以外に相当期間にわたり置かれている状態をいう。
- (4) 廃棄物 放置自動車が、自動車として本来の用に供することが困難な状態にあるものをいう。
- (5) 所有者等 自動車の所有権を有し、又は使用权を有する者をいう。
- (6) 処分等 廃棄物を撤去し、最終処分すること及び処理するために必要な措置をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、所有者等に対し、放置自動車の発生防止等に関し適正な処理の啓発、啓蒙の推進活動を図る。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、公共の場所に自動車を放置し、又は放置させてはならない。

2 所有者等は、無断で他人の所有地等に自動車を放置し、又は放置させてはならない。

3 所有者等は、自動車として本来の用に供することが困難な状態にある自動車を他に利用する目的で自己の所有地内に保管し、又は他の所有地内に承諾を得て保管しようとする場合は、速やかに市長に届け出るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民及び自動車の所有者等は、宮古島市が実施する施策に協力しなければならない。

(使用自動車の廃止等の届出)

第6条 自動車の所有者等は、当該自動車を処分するとき、又は他人に譲渡若しくは宮古島市管内以外へ移動するときは、住所、氏名及び自動車の登録証(写し)を添付し、市長へ届け出なければならない。

(使用自動車の処分の方法)

第7条 自動車の所有者等は、自動車の廃止処分をするときは、市長の指定する業者に適正に処理させなければならない。

(業者の指定及び取消し)

第8条 市長は、自動車を適正に処理させるために業者を指定しなければならない。

2 市長は、指定した業者が処分すべき自動車を大量に保管行為を行っているときは、業者に対しその指導を行い、改善が見受けられないときは、指定を取り消すことができる。

(処分処理の証明書の発行)

第9条 市長から指定された業者は、自動車の処分処理を依頼されたときは、依頼された者へ処理の証明書を発行しなければならない。

(使用済自動車の放置の禁止)

第10条 何人も自動車を放置し、又は放置させ、若しくはこれらの行為等に協力してはならない。

(市民の通報)

第11条 市民は、宮古島市内に放置されていると見られる自動車を発見したときは、速やかにその旨を通報するよう努めなければならない。

(調査又は立入調査)

第12条 市長は、市民からの通報があったときは、担当職員に放置自動車の状況、所有者及びその他必要な事項を調査させることができる。

2 市長は、調査を実施するに当たり必要がある場合は、職員に自動車が放置されている土地に立ち入り、当該放置自動車の調査をさせることができる。

(放置自動車の所有者に対する勧告)

第13条 市長は、放置自動車の所有者が判明したときは、その所有者に対し適正に処理するように勧告するものとする。

(放置自動車の廃棄物認定基準)

第14条 放置自動車の廃棄物認定に係る廃棄物認定基準（以下「認定基準」という。）は、別に定める。

(宮古島市放置自動車廃棄物認定委員会)

第15条 公共の場所及び他人の所有地に無断で放置されている自動車の廃棄物認定その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査、審査及び認定をするため、宮古島市放置自動車廃棄物認定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会については、別に定める。

(廃棄物の認定)

第16条 放置自動車が勧告後も撤去されない場合で、かつ、認定基準に該当するときは、廃棄物として認定できるものとする。

2 市長は、廃棄物として認定したときは、その旨を告示しなければならない。

(廃棄物の処分)

第17条 市長は、廃棄物として認定された放置自動車を処分できる。

(関係法令の活用)

第18条 市長は、放置自動車の適正な処理を行うに当たり、関係機関と連携し、関係法律の積極的な活用を図る。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第20条 第6条及び第7条に違反し、又は第13条の勧告等に従わない場合は、

5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の平良市放置自動車等防止条例（平成13年平良市条例第9号）、城辺町放置自動車等防止条例（平成13年城辺町条例第6号）、下地町放置自動車等防止条例（平成13年下地町条例第13号）、上野村自動車放置等防止条例（平成13年上野村条例第9号）又は伊良部町放置自動車等防止条例（平成13年伊良部町条例第6号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。